

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく労働者派遣事業 の状況に関する情報

対象期間 2025 年 2 月 1 日～2026 年 1 月 31 日

- ① 派遣労働者の数(1 日平均) 92 人
- ② 派遣先の数 24 社
- ③ マージン率 24.8%
- ④ 労働者派遣料金の平均額(1 人 1 日 8 時間あたり) 14,672 円
- ⑤ 派遣労働者賃金の平均額(1 人 1 日 8 時間あたり) 11,025 円
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中な ど	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
雇入安全教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
スキルアップ教育	派遣中	OJT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 管理部 TEL059-367-1607

- ⑦ 労使協定に関する事項
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を全ての派遣労働者と締結しています。
当該労使協定の有効期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
- ⑧ 福利厚生に関する事項
年次有給休暇・定期健康診断等